

○アイソトープ環境動態研究センター利用細則

平成 25 年 1 月 8 日
アイソトープ環境動態研究センター部局細則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、アイソトープ環境動態研究センター細則（平成 25 年アイソトープ環境動態研究センター部局細則第 1 号）第 10 条の規定に基づき、アイソトープ環境動態研究センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第 2 条 センターの利用は、研究、教育その他国立大学法人筑波大学（次条において「法人」という。）の運営上必要と認められるものに限るものとする。

(利用の資格)

第 3 条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 法人の職員
- (2) 筑波大学の学生及び研究生
- (3) その他センターの長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

(利用の手続)

第 4 条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用申込書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、利用者が前条第 2 号又は第 3 号に掲げる者であるときは、あらかじめ、当該利用の責任者を筑波大学の専任の大学教員（助手を除く。）のうちから定め、当該利用申込書にその記名押印又は署名を受けなければならない。

(利用者の義務)

- 第 5 条 利用者は、関係法令等を遵守するとともに、センター長の指示に従い、安全の確保及び秩序の維持を図り、かつ、施設・設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。
- 2 利用者は、センターを利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にセンターを利用した旨を明記しなければならない。
 - 3 利用者は、前項の公表された論文等の写しをセンターに送付するものとする。

(利用の承認の取消し等)

第 6 条 利用者がこの部局細則に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、センター長はアイソトープ環境動態研究センター運営委員会の議を経て、その利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(損害賠償)

第7条 利用者が故意又は重大な過失により設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(経費の負担等)

第8条 利用者は、当該利用に係る実験機器、材料等について、センターが常備供用するものを除き、その経費を負担しなければならない。

2 前項の規定による利用者が負担すべき経費（次項において「利用負担金」という。）の額及び負担方法は、センター長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に必要があると認めたときは、利用負担金の一部又は全部を負担させないことがある。

(雑則)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この部局細則は、平成25年1月8日から施行し、平成24年12月1日から適用する。